

○農林水産省告示第七百七十四号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表二の付表第四十三のブラジル連邦
共和国から発送されるトミニアトキンス種のマン
ゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を
次のように定める。

平成十六年九月二十九日

農林水産大臣 島村 宜伸

一 植物及び地域

トミニアトキンス種のマンゴウの生果実であ
つて、ブラジル連邦共和国のうち、ブラジル
連邦共和国植物防疫機関が濃密な病害虫防除が
行われる地区として指定した地域で生産された
ものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの
であること。

三 生産地における検査及び証明

（一）ブラジル連邦共和国植物防疫機関により検
査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動
植物が付着していないことを認め、又は信じ
る旨記載されているブラジル連邦共和国植物
防疫機関が発行した植物検査証明書が添付し
てあるものであること。

（二）（一）の植物検査証明書には、次に掲げる事項
が特記されていること。

ア チチュウカイミバエに侵されていないも
のであること。

四 生産地における消毒

温湯浸漬処理施設において、摂氏四十七度の
温湯により生果実の中心温度を摂氏四十六度と
し、その温度以上で五時間消毒すること。

五 植物防疫官による確認

三の（一）の検査及び四の消毒が的確に実施され
たことが植物防疫官により確認されること。

六 こん包及びこん包場所

（一）消毒された生果実は、チチュウカイミバエ
の侵入するおそれがないと認められる材料に
よりこん包されていること。

（二）（一）のこん包は、チチュウカイミバエの侵入
するおそれがないと認められる場所で行われ
ていること。

（三）各こん包又は束ねたこん包には、ブラジル
連邦共和国植物防疫機関による封印がなされ
ていること。

七 表示

三の（一）の検査及び四の消毒が行われた生果実
の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検
疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨
の表示がなされていること。